

## 出水市生活に困窮する外国人に対する生活保護事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、関係法令等に定めがあるもののほか、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置(以下「通知に基づく保護」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 通知に基づく保護の対象者は、生活保護問答集について(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)のうち外国人保護の適用対象と実施責任の問答に規定する次に掲げる者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。第3号及び第4条において「入管法」という。)別表第2に掲げる在留資格を有する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号。第4条において「入管特例法」という。)に定める特別永住者
- (3) 入管法第61条の2第1項の規定により難民である旨の認定を受けた者

(保護の要件)

第3条 出水市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)は、前条に掲げる者で、生活に困窮するものに対して、生活保護の決定及び実施の取扱いに準じて必要と認める保護を行う。

- 2 前項の保護の内容については、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)に基づく保護と同様とする。

(実施機関等)

第4条 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人の在留カード(入管法第19条の3の在留カードをいう。第8条において同じ。)又は特別永住者証明書(入管特例法第7条第1項の特別永住者証明書をいう。第8条において同じ。)に記載された住居地が市内である場合は、保護法第19条第1項の規定に準じて通知に基づく保護を実施する。ただし、保護の申請者又はその世帯員が急迫し

た状態にあるために当該申請者等の住居地を確認できない場合は、保護法第19条第2項の規定に準じて通知に基づく保護を実施し、その後、当該申請者等の住居地の確認手続を行う。

(説明)

第5条 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人から、保護法第24条第1項及び第2項の規定による申請の意思があった場合は、通知に基づく保護の取扱いとなることを説明する。

(申請)

第6条 生活に困窮する外国人は、通知に基づく保護の申請をする場合は、**保護法第24条第1項及び第2項の規定に準じて申請**し、申請書に通知に基づく保護の申請である旨を記載するものとする。

(保護の開始及び変更)

第7条 福祉事務所長は、**通知に基づく保護の開始及び変更の申請を受理した場合、保護法第24条第3項から第10項までの規定に準じて、生活に困窮する外国人の在留資格を確認し、関係先の調査及び要否判定を行い、要保護性が認められる場合にあっては通知に基づく保護の開始の決定をする。**ただし、保護の決定又は実施等に必要な資産及び収入の状況の報告がない等の理由から通知に基づく保護が決定できない場合は却下の決定をする。

(職権による保護の開始及び変更)

第8条 福祉事務所長は、生活に困窮する外国人が急迫した状況にあるときは、**保護法第25条第1項又は第2項の規定に準じて通知に基づく保護を実施し、**その後、在留カード又は特別永住者証明書の確認手続を行う。

(保護の停止及び廃止)

第9条 福祉事務所長は、第7条の通知に基づく保護の開始の決定がされた生活に困窮する外国人（以下この条及び次条において「被保護者」という。）が**通知に基づく保護を必要としなくなったときは、保護法第26条の規定に準じて速やかに、保護の停止又は廃止の決定をし、**書面をもって、これを被保護者に通知する。

(費用等の徴収)

第10条 福祉事務所長は、被保護者に対して民法（明治29年法律第89号）第752条又は第877条の規定に基づき扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、保護法第77条の規定に準じて必要な取扱いを行う。

2 福祉事務所長は、不実の申請その他の不正な手段により通知に基づく保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護法第78条第1項から第3項まで及び第78条の2の規定に準じて必要な取扱いを行う。

（教示）

第11条 福祉事務所長は、通知に基づく保護を実施する場合は、日本国籍を有していないことにより不服申立てができない旨等の教示をするものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年12月1日から施行する。